

要望・申し入れ・談話

2013年9月4日

埼玉県知事 上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

9月2日発生の竜巻による被害対策に関する緊急申し入れ

9月2日に発生した竜巻により、越谷市および北葛飾郡松伏町において甚大な被害が発生しました。我が党は3日までに現地に救援センターを設置し、被災者支援の活動に全力で取り組みはじめています。日本共産党埼玉県議団は塩川鉄也衆院議員とともに3日に現地入りし、被災者から直接話を聞いて深刻な被害の実態を調査しました。

知事は3日、さっそく現地を視察し、記者会見で「県としてできることは何でもやる」と表明したことは、現地を励ますものであり、心強く思います。

しかしながら、現地の復旧は緒についたばかりです。当面求められることについて、以下の通り緊急に申し入れるものです。

記

- 一、災害救助法の適用においては、被災者の実情に十分配慮し、柔軟かつ最大限の活用につとめること。
また、被災者生活再建支援制度が適用されるよう、国に強く働きかけること。
- 一、屋根のブルーシート張り、がれきの片付けと撤去などは緊急を要することであり、当該自治体を支援すること。
- 一、家屋が被害を受け、避難が長期にわたると見込まれる被災者への対応に万全を期すこと。県として、被災地近隣にある県営住宅など公的住宅をみなし仮設住宅として提供すること。民間賃貸住宅借上げ制度の適用希望があれば、積極的に協力すること。
- 一、竜巻により巻き上げられたがれきが収穫前の田畑に入り込み、収穫作業の障害となっている。がれきの撤去作業等への支援をはかること。
- 一、被災家屋等の建て替えや修理には多額の資金が必要である一方、高齢者など新たな住宅ローンを組むことが難しい被災者も少なくない。生活再建および住宅再建に県として国に働きかけると同時に、県として独自の支援策を講ずること。
- 一、被災した学校および教育関連施設の復旧に取り組み、一日も早く子どもたちの教育環境を取り戻すこと。
- 一、被災者の健康相談や医療対応を受けられる態勢を整備すること。
- 一、被災者にかかる地方税について、軽減措置を実施すること。
- 一、被災した事業者の生業再建を支援するための相談窓口を設置するとともに、県独自の特別融資を実施すること。
- 一、県で対応できる支援制度について被災者にわかりやすい周知をはかること。

以上

2013年9月13日

埼玉県議会議長 細田 徳治 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

県民に開かれた委員会運営について

県立高校の日本史教科書の採択に関わって文教委員会の閉会中審査が2日に行われました。県民の高い関心を集める議題であったため、当日は50人近くの県民が傍聴のため県議会を訪れました。

しかし、現行の埼玉県議会傍聴取扱要綱（以下、「傍聴取扱要綱」とする）第3条及び第4条は、傍聴人数を最大20人とし、それを超えた場合は開始10分前までに受付した希望者による抽選で傍聴者を決定するとしています。

そのため、10分前までに受付した39人は抽選のくじを引くことができましたが、傍聴手続きを知らず開始直前に来た傍聴者はそのまま帰らざるをえませんでした。傍聴希望者からは「抽選くじすら引けないのはおかしい」「全員を傍聴させるべきだ」などの声があがり、現場は混乱しました。また、傍聴した県民からは「質疑が聞き取れなかった」「議事録をすぐに見たい」との声も寄せられています。

このような県民の声をふまえ、各委員会の審議をより県民に開かれたものにするため以下の通り申し入れます。

記

- 一、「傍聴取扱要綱」第3条および第4条を改定し、原則として希望者全員が傍聴できるようにすること。それが実現するまでは、別室でモニター視聴できるようにするなど必要な措置をとること。
- 一、「傍聴取扱要綱」第2条の報道関係者を県政記者クラブ加盟各社に限定せず、希望する報道関係者が傍聴できるようにすること。
- 一、各委員会室の発言席にマイクを設置すること。補聴器をつけている傍聴者のために磁気ループシステムを導入すること。
- 一、各委員会の議事録は早急に作成し、開示すること。その際は、埼玉県議会の議事録検索システムで県民がアクセスできるようにすること。また、本会議と同様に委員長の許可があれば録音できるようにすること。

以上

※議会運営委員長にも同様の申し入れを行いました。

2013年 9月13日

埼玉県議会議長 細田 徳治 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

教育内容の自主性を尊重することについて

県議会文教委員会は2日、県立高校日本史教科書の採択について閉会中審査を行いました。質疑では、一部の委員から県教育委員会の採択の再考を求めるやりとりが繰り返されました。本日も文教委員会の閉会中審査が引き続きおこなわれ、実教出版の日本史教科書を申請した県内8校の学校長が答弁者としてよばれています。過去、文教委員会で学校長が答弁した記録はなく、異例中の異例です。教科書検定に合格した教科書の記述の一部をことさら問題視し、手続的に何ら問題のない教科書採択の再考を求めることは、教育行政の自主性を脅かす不当な政治的圧力であり、断じて許されるものではありません。

そもそも教育は教師と子どもたちとの人格的な接触を通じておこなわれる文化的な営みです。現場の教師がいきいきと自由闊達に子どもたちと語り合い、学び合うなかでこそ子どもたちの人格的成長と学力の向上を保障することができます。そのためには、学校現場の教師集団が学校の特色や生徒の実情に即して、もっとも最適な教科書を自由に選定できることが大切です。

日本政府も賛成して1966年に採択された国連教育科学文化機関（ユネスコ）の「教員の地位に関する勧告」でも、「教員は生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有しているので、教材の選択及び使用、教科書の選択及び使用並びに教育方法の適用にあたって、承認された計画のわく内で、かつ、教育当局の援助を得て、主要な役割が与えられるものとする」（Ⅷ教員の権利及び責務、61）とされています。県教育委員会が各学校の選定を尊重した教科書採択をおこなったことはこの趣旨に合致し、適切なものです。

加えて、教育基本法第16条は「教育は不当な支配に服することなく、この法律及び法律の定めるところにより行われるべきもの」とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は第23条第6項で教科書その他の教材の取り扱いに関することは教育委員会の職務権限としています。今回の文教委員会のごとく、県教育委員会の教科書採択について教科書の内容にまで踏み込んで議会が介入することはあってはならないことです。

議会の役割は、各学校の教科書選定を含め教育内容の自主性を尊重し、教育環境の整備を進めるところにこそあります。日本共産党埼玉県議団は、県議会が教育内容の自主性を尊重するよう強く申し入れるものであります。

以上

※文教委員長と各会派代表にも同様の申し入れを行いました。

2013年9月19日

埼玉県知事 上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団
 団 長 柳 下 礼 子
 日本共産党熊谷市議会議員団
 団 長 大 山 美 智 子

9月16日発生の竜巻による被害対策に関する緊急申し入れ

9月16日未明に熊谷市、行田市、滑川町で竜巻が発生し、甚大な被害がもたらされました。日本共産党埼玉県議団は塩川鉄也衆院議員および党熊谷市議団とともに17日に現地に入り、深刻な被害状況を調査しました。同日には熊谷市の災害対策本部を訪れ、被災者から直接うかがった声を直接伝えたところです。

本県では2日の越谷市と松伏町の竜巻被害への対応も続いているところですが、被災自治体と協力して応急救助と生活再建に尽力することが求められます。そこで、当面求められることについて、以下の通り緊急に申し入れます。

記

- 一、災害救助法の適用においては、被災者の実情に十分配慮し、柔軟かつ最大限の活用につとめること。また、被災者生活再建支援制度が適用されるよう、国に強く働きかけること。加えて、災害救助法の適用を受けない行田市と滑川町の被災者に対しても、熊谷市の被災者と同様の支援を受けられるようにすること。
- 一、家屋が被害を受け、避難が長期にわたると見込まれる被災者への対応に万全を期すこと。県営住宅の提供と並行して、自宅近くの民間賃貸住宅を希望する被災者に対する支援も実施すること。
- 一、竜巻により巻き上げられた大小のがれきが収穫前の田畑に入り込んでいる。収穫作業の障害となることから、がれきの撤去作業等への支援をはかること。
- 一、被災家屋等の建て替えや修理には多額の資金が必要である一方、高齢者など新たな住宅ローンを組むことが難しい被災者も少なくない。生活再建および住宅再建の支援策を県として国に働きかけると同時に、県として独自の支援策を講ずること。
- 一、被災した事業者の生業再建を支援するための相談窓口を設置するとともに、県独自の特別融資を実施すること。
- 一、被災者の健康相談や医療対応を受けられる態勢を整備すること。
- 一、県で対応できる支援制度について被災者にわかりやすく周知をはかること。
- 一、竜巻の県内での発生例は少なく、どの市町村も竜巻被害への対応経験がない。今回の被害をもとに、とくに初動に当たって必要な支援や物資、行動について整理し、市町村に紹介すること。マニュアルの作成も検討すること。

以上